第5回 小樽商科大学 役 員 会 議事要旨

日 時:平成19年12月25日(火)9:30~10:00

場 所:学長室

出席者:学 長,山本理事,和田理事

欠席者:中村理事

陪 席:奥田副学長,事務局長

議事に先立ち、学長より、本日、定例の5者懇談会の開催に先立ち、昨今の原油高に端を発する灯油、生活物資等の価格に伴い、寒冷地手当の経過措置に取扱いについて、急遽、 役員会を開催し、審議する旨発言があった。

議題1 寒冷地手当の取扱いについて

学長より、現在の寒冷地手当の額は、平成 16 年 10 月に国家公務員に適用される寒冷地手当法の一部改正に準拠して手当額を減額した際に、激変緩和のために国に準じて講じた経過措置による額を支給しているが、去る 12 月 18 日に行った団体交渉において職員組合から強くその対応を求められたところであり、今年度に支給する寒冷地手当の額を昨年度の支給額に据え置き、国に準じて講じた経過措置を1年繰り延べることとしたい。

これは、昨今の原油高に端を発する灯油、生活物資等の価格の急激な上昇は、灯油価格が平成 16年の約2倍に達するなど、平成16年10月に寒冷地手当の額を減額した際には想定し得ない状況にまで至っており、国や自治体においても企業や住民に対して金融支援や灯油代補助、貸付を緊急に措置するなどの対応を迫られるところまできているため、経過措置を1年繰り延べることとすること。併せて今回の対応は、本学職員の給与は国家公務員の給与に準拠するという、これまでの基本的な方針を維持しつつも、あくまで今回限りの特別の措置としたい旨発言があった。

また、今後の対応については、本件にもとづき本学職員給与規程の一部改正(案)を経営協議会に提案し、同協議会における意見等を踏まえ、次回の役員会において、最終決定することが説明され、審議の結果、承認された。

なお、今回の改正に伴う所要額は、概算で今年度約 67 万円、来年度約 24 万円、計約 91 万円となるが、財源については当初人件費の範囲で収まるものであることが併せて説明された。

以上